

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦及び子2名）について、避難により家族の別離が生じたことや乳幼児を連れての避難であったことを考慮し、平成23年3月分から乳幼児が小学校に入学する前月である平成27年3月分までは月額合計6万円、平成27年4月分から平成29年2月分までは月額合計3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償されたほか、申立人母の平成27年3月分から平成29年2月分までの就労不能損害について、本件事故前の給与と上記期間の給与との差額の一部（当初の10割から1割まで漸減）が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、次の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

#### 1 避難費用（生活費増加費用）

- |                            |            |
|----------------------------|------------|
| (1) 水道光熱費                  | 金27万7867円  |
| （平成23年5月13日から平成30年3月31日まで） |            |
| (2) 通信費                    | 金9万1496円   |
| （平成26年4月1日から平成29年3月31日まで）  |            |
| 2 就労不能損害（申立人X2分）           | 金269万8399円 |
| （平成27年3月1日から平成29年2月28日まで）  |            |

#### 3 精神的損害（増額分）

- |                            |            |
|----------------------------|------------|
| (1) 申立人X1分                 | 金216万0000円 |
| （平成23年3月11日から平成29年2月28日まで） |            |
| (2) 申立人X2分                 | 金147万0000円 |
| （平成23年3月11日から平成27年3月31日まで） |            |

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金669万7762円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年4月9日

（仲介委員 中尾正浩）